


概要版

さいたま いきいき長寿応援プラン 2026

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

さいたま市第9期
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画
成年後見制度利用促進計画

令和6年3月

さいたま市

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年及びいわゆる「団塊ジュニア」と呼ばれる世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、介護サービスの充実や高齢者を支える地域づくりである地域包括ケアシステムの段階的な深化・推進を図るため、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「さいたまいきいき長寿応援プラン2023（さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画）」（以下「第8期計画」という。）を策定し、高齢者施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ってきました。

「さいたまいきいき長寿応援プラン2026（さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画）」（以下「第9期計画」という。）では、計画期間中にこれまでの計画で見据えてきた令和7（2025）年を迎えることから、改めてその先の令和22（2040）年までを見据え、計画期間における高齢者福祉及び介護保険制度の運営に係る基本方針、基本目標、施策展開及び実施事業等を定めます。あわせて、当該期間における介護保険事業の運営に当たり必要となる介護保険サービスの見込み量とその確保策、制度の円滑な運営に向けた取組を定め、必要となる介護保険料を設定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、次の法令等により策定することが定められている法定計画です。

- ① 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- ② 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）
- ③ 市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条1項）
- ④ 市町村成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）
- ⑤ 安心長生きのまちづくりに関する基本的な計画（さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例第8条第1項）

(3) 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

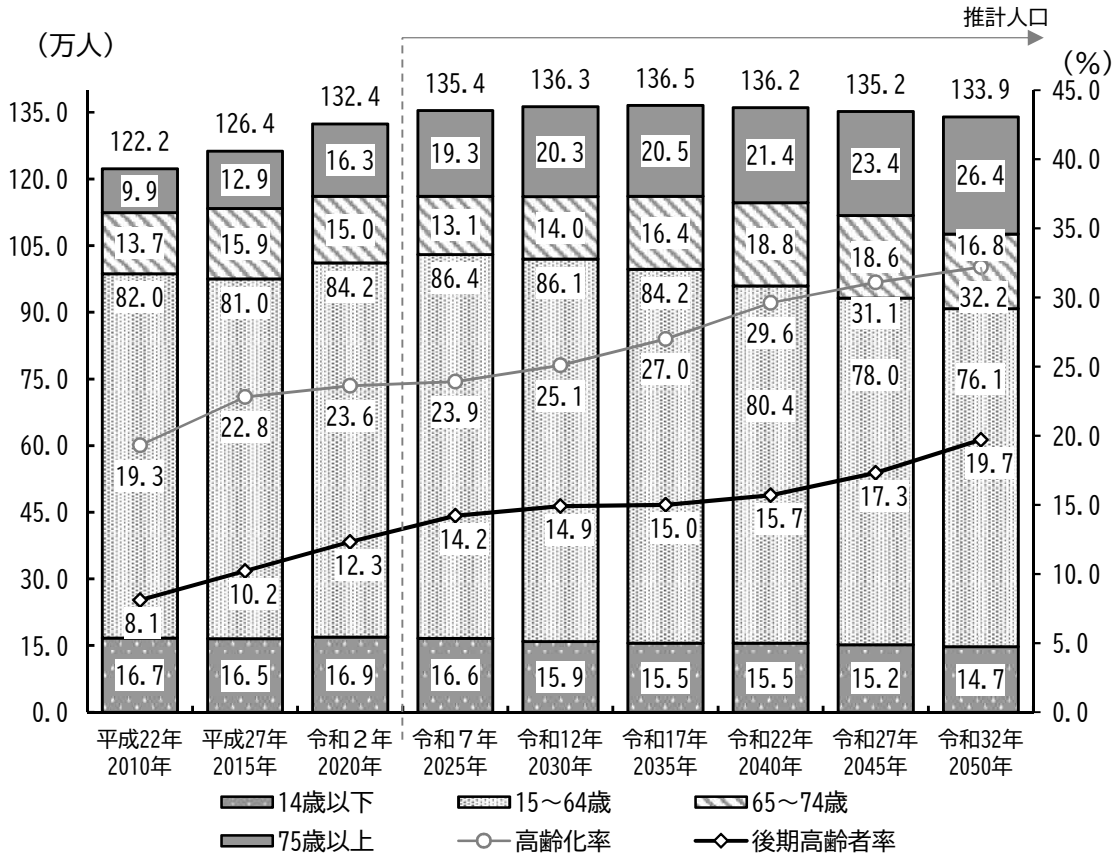
(4) 計画の進捗管理及び評価

毎年度、施策及び事業の実施状況、成果指標や活動指標の達成状況を確認し、必要に応じて、指標や実施方法の見直し等を行います。

2 本市の高齢者を取り巻く状況

本市の高齢化率は、全国と比較すると低い状況ではありますが、将来はその伸びが急激に増加することが予想されています。

本市の年齢4区分別人口の見通し



資料：令和2年（2020年）までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。令和7年（2025年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

3 計画の基本的な枠組み

(1) 基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

第9期計画では、「市民の生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を基本方針に位置付けます。2025年、2040年を見据え、高齢期を迎えても、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

(2) 総合指標及び成果指標

第9期計画では、基本方針の実現状況をより分かりやすい形で示すため、「総合指標及び成果指標」を設定します。

【総合指標】 高齢者の市民満足度

【成果指標】

- ①主観的幸福度 ②社会参加状況 ③主観的健康度 ④介護認定率 ⑤健康寿命
- ⑥地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
- ⑦「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
- ⑧「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合
- ⑨市民の就業率

(3) 施策体系

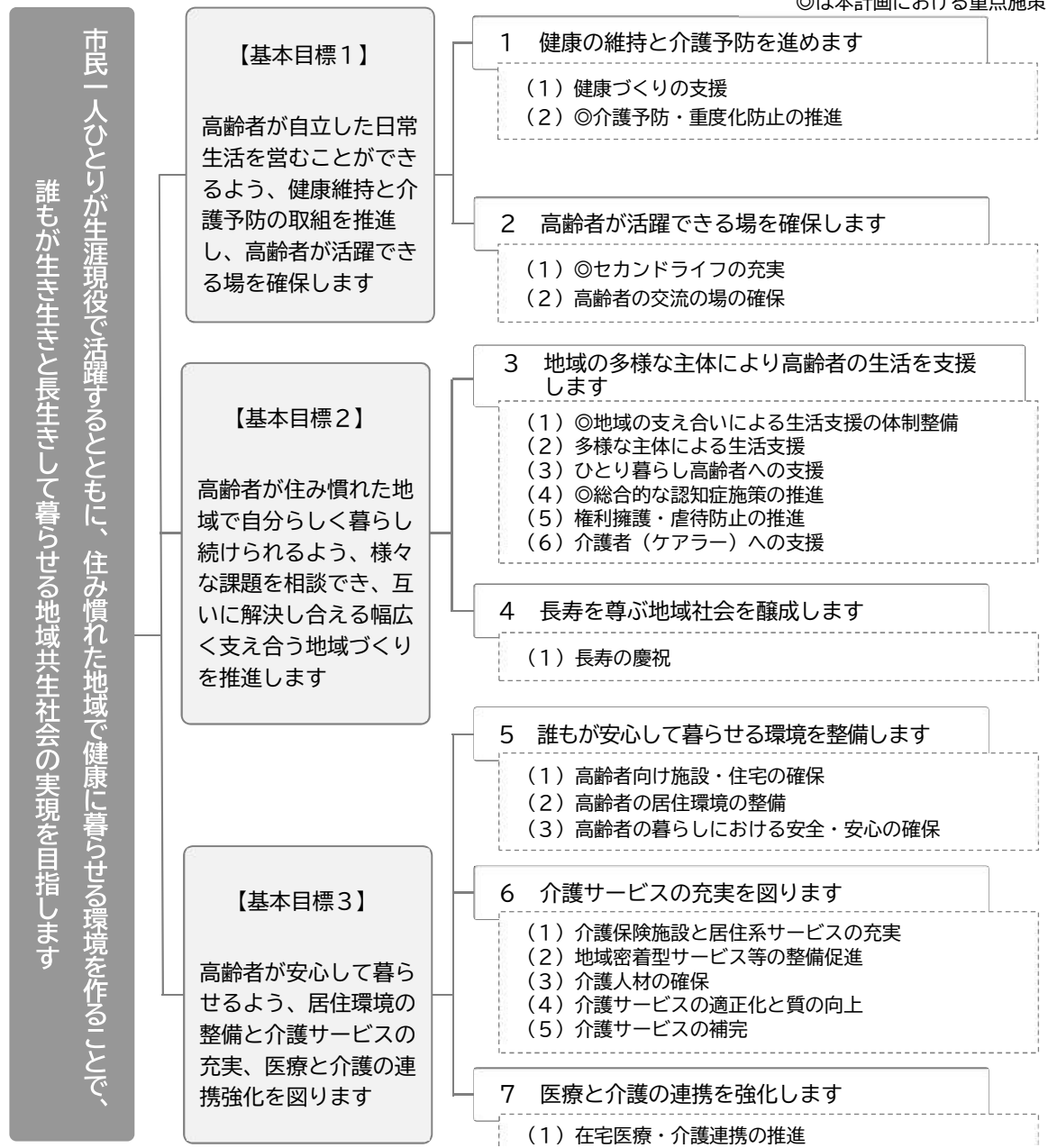
【さいたまいきいき長寿応援プラン 2026 施策体系】

[基本方針]

[基本目標]

[基本分野・施策]

◎は本計画における重点施策



4 具体的施策・実施事業

基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

【主な取組】

- ・年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、高齢者の介護予防の取組を推進するとともに、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
- ・「いきいき百歳体操」について学ぶ「ますます元気教室」や介護予防のボランティアを養成する「いきいきサポーター養成講座」等の介護予防教室を、公民館等様々な場所で開催します。
- ・関係団体と協力し専門職の派遣等を行うことにより、高齢者が身近な場所で、自発的に、継続して運動を続けることができる地域づくりの支援を行います。
- ・医療・介護のデータから地域の健康課題を把握し、フレイル予防等を目的とした個別的な保健指導や、通いの場等での健康教育・健康相談等を実施します。また、高齢者を必要な医療・介護サービスにつなげるため、受診勧奨、介護予防事業への参加勧奨等を実施します。

(1) 健康づくりの支援

事業名		担当所管
①	健康づくりに関する普及・啓発	保健衛生総務課
②	健康教育の実施	健康支援課
③	健康相談の充実	健康支援課
④	健（検）診の実施	健康支援課、国保年金課

(2) 【重点施策】介護予防・重度化防止の推進

事業名		担当所管
①	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	国保年金課、いきいき長寿推進課
②	介護予防・生活支援サービス事業の実施	いきいき長寿推進課、介護保険課
③	介護予防に関する教室や講座の実施	いきいき長寿推進課
④	介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成	いきいき長寿推進課
⑤	地域リハビリテーション活動の支援	いきいき長寿推進課
⑥	短期集中予防サービスモデル事業の実施	いきいき長寿推進課

基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

【主な取組】

- ・ ボランティア、就労、生涯学習等の活動に関する相談・情報提供窓口である「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」を運営します。
- ・ 登録団体等で健康づくりなどの活動をした高齢者に「シルバーポイント（長寿応援ポイント）」を付与します。
- ・ 受入施設等でボランティア活動をした高齢者に「シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）」を付与します。
- ・ 市内外にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できる「アクティブチケット」を交付するとともに、割引等の特典が受けられる「シルバー元気応援ショップ」の利用を拡大します。
- ・ 令和8（2026）年に「ねんりんピック（第38回全国健康福祉祭）」を開催します。
- ・ 高齢者の生涯学習の一環として、「さいたま市シニアユニバーシティ」やスマートフォン教室を実施します。
- ・ 「シルバー人材センター」の運営を支援します。
- ・ 「宝来グラウンド・ゴルフ場」や老人福祉センター等の利用を促進します。

（1）【重点施策】セカンドライフの充実

事業名		担当所管
①	セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）の運営	高齢福祉課
②	高齢者の社会参加及び生きがいづくり活動の支援	高齢福祉課
③	高齢者によるボランティア活動の支援	高齢福祉課
④	地域におけるボランティア研修講座の開催	福祉総務課
⑤	シニアユニバーシティの運営等	高齢福祉課
⑥	高齢者の情報リテラシーの向上	高齢福祉課
⑦	生涯学習機会の提供	生涯学習総合センター、生涯学習振興課
⑧	シルバー人材センターを通じた就業の促進	高齢福祉課
⑨	シニア就労の推進	労働政策課
⑩	創業相談等の充実	経済政策課
⑪	今をより自分らしく生きるための支援	高齢福祉課

（2）高齢者の交流の場の確保

事業名		担当所管
①	ねんりんピックさいたま大会の実施	高齢福祉課
②	高齢者の集いの場に対する支援	高齢福祉課
③	老人クラブ活動の支援	高齢福祉課
④	高齢者のスポーツ・文化活動の活性化	高齢福祉課、スポーツ振興課
⑤	高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営	高齢福祉課

基本分野3 地域の多様な主体により高齢者の生活を支援します

【主な取組】

- ・「地域包括支援センター（シニアサポートセンター）」において、総合相談業務や地域の関係者のネットワーク構築など、地域づくりの取組を行うとともに、地域における介護者支援の取組を行います。
- ・たまねっこを養成します。
- ・見守り活動や、困りごと対応、移動手段の確保など、地域の高齢者が助け合う活動を支援します。
- ・受入施設等でボランティア活動をした高齢者に「シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）」を付与します。（再掲）
- ・認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成や、認知症の早期診断・早期対応を目的とする、もの忘れ検診や認知症初期集中支援チームによる支援の実施等を行います。

（1）【重点施策】地域の支え合いによる生活支援の体制整備

事業名		担当所管
①	地域包括支援センター（シニアサポートセンター）の機能強化等	いきいき長寿推進課
②	地域ケア会議の開催	いきいき長寿推進課
③	地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置	いきいき長寿推進課
④	地域支え合い連絡会（協議体）の設置・運営	いきいき長寿推進課
⑤	たまねっこの養成	いきいき長寿推進課
⑥	たまねっこ養成講座修了者へのフォローアップ	いきいき長寿推進課
⑦	住民主体による生活支援サービス事業の実施	いきいき長寿推進課
⑧	生活を支える移動手段の充実	高齢福祉課

（2）多様な主体による生活支援

事業名		担当所管
①	見守り活動の推進	高齢福祉課
②	高齢者によるボランティア活動の支援<再掲>	高齢福祉課
③	市社会福祉協議会による生活支援	福祉総務課
④	地区社会福祉協議会による生活支援	福祉総務課
⑤	民生委員による生活支援	福祉総務課
⑥	生活実態調査の実施	高齢福祉課
⑦	傾聴ボランティア活動に対する支援	高齢福祉課
⑧	ふれあい福祉基金運用補助金の交付	福祉総務課

（3）ひとり暮らし高齢者への支援

事業名		担当所管
①	緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り	高齢福祉課
②	ひとり暮らし高齢者の在宅生活支援	高齢福祉課、資源循環政策課
③	公衆浴場利用の支援	高齢福祉課

(4) 【重点施策】 総合的な認知症施策の推進

事業名		担当所管
①	認知症の人に関する理解の増進等	いきいき長寿推進課
②	認知症予防に資する可能性のある活動の推進	いきいき長寿推進課
③	医療・ケア・介護サービス・介護者（ケアラー）への支援	いきいき長寿推進課
④	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援	いきいき長寿推進課

(5) 権利擁護・虐待防止の推進

事業名		担当所管
①	総合的な成年後見制度利用促進施策の推進	高齢福祉課
②	高齢・障害者権利擁護センター事業による権利擁護の推進	高齢福祉課
③	虐待防止、早期発見、対応の推進	高齢福祉課、介護保険課
④	日常生活自立支援等の推進と権利擁護ネットワークの強化	福祉総務課

(6) 介護者（ケアラー）への支援

事業名		担当所管
①	介護者が集い、相談できる場の確保	いきいき長寿推進課
②	家族介護者の周知及び支援体制の充実	いきいき長寿推進課、介護保険課
③	福祉まるごと相談窓口による相談支援	生活福祉課、福祉総務課
④	ケアラー支援に関する広報・啓発	福祉総務課
⑤	生活支援ショートステイ事業	高齢福祉課

基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

【主な取組】

- ・地域等が主体となり、長寿を尊び、高齢者を敬愛する気風の醸成を図るための事業を実施するとともに、社会情勢の変化等も踏まえた事業形態を検討します。

(1) 長寿の慶祝

事業名		担当所管
①	敬老祝金の支給	高齢福祉課
②	敬老マッサージへの助成	高齢福祉課
③	敬老会等の開催支援	高齢福祉課
④	長寿者への訪問	高齢福祉課

基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

【主な取組】

- ・有料老人ホームにおいて、職員の配置、事業の運営、サービス、利用料、契約内容、情報開示等が適切かどうか、立入調査を行います。また、指導事例、制度内容等を周知するための集団指導を行います。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況を把握するとともに、ハード、ソフト両面にわたる審査を行います。
- ・近年の自然災害や気象状況、新型コロナウイルス感染症の流行等も踏まえ、高齢者が安全で、安心して暮らせるよう必要な対策を進めます。

(1) 高齢者向け施設・住宅の確保

事業名		担当所管
①	有料老人ホームの指導・監督	介護保険課
②	サービス付き高齢者向け住宅の指導・監督	介護保険課、住宅政策課
③	軽費老人ホーム（ケアハウス）の管理運営	介護保険課
④	養護老人ホームの管理運営	介護保険課
⑤	市営住宅における高齢者などの入居優遇等	住宅政策課
⑥	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課

(2) 高齢者の居住環境の整備

事業名		担当所管
①	介護予防のための住宅改修に対する支援	高齢福祉課
②	要介護者の在宅生活を支援するための住宅改修に対する支援	高齢福祉課
③	高齢者世話付住宅への生活援助員の派遣	高齢福祉課
④	空き家発生予防のための普及啓発活動	環境総務課

(3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

事業名		担当所管
①	シルバーカードの交付	高齢福祉課
②	消費生活相談の実施	消費生活総合センター
③	生活を支える移動手段の充実〈再掲〉	高齢福祉課
④	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課
⑤	道路・交通におけるバリアフリー化の推進	道路環境課、交通政策課
⑥	高齢者の交通事故の減少	市民生活安全課、危機管理課
⑦	災害時における高齢者の安全確保	防災課、福祉総務課、高齢福祉課、介護保険課
⑧	高齢者家庭防火訪問の実施	予防課
⑨	緊急時安心キットの広報	救急課

基本分野6 介護サービスの充実を図ります

【主な取組】

- ・施設サービス・居住系サービス等のうち、必要性が高く感染症や災害等に配慮した施設等の整備を推進します。
- ・市内需要に優先的に対応するために、利用者が本市の被保険者に限られる地域密着型サービスの整備を進めます。
- ・24時間訪問介護サービスの普及を促進するため、ケアマネジャー等への周知を推進します。
- ・開設から相当の年数を経過した介護保険施設について、老朽化した施設等の修繕を支援します。
- ・介護サービス事業所等に対し、人材の確保・定着を支援します。
- ・介護人材のイメージアップを図るため、市民に啓発を行います。
- ・介護事業所における ICT 技術等の積極的な導入の推進について方策を検討し、実施します。
- ・介護職員処遇改善加算の取得について、啓発を行います。

(1) 介護保険施設と居住系サービスの充実

事業名		担当所管
①	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護保険課
②	介護老人保健施設	介護保険課
③	介護医療院	介護保険課
④	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）	介護保険課
⑤	認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	介護保険課
⑥	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険課
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険課

(2) 地域密着型サービス等の整備促進

事業名		担当所管
①	地域密着型サービス運営委員会の開催	介護保険課
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険課
③	認知症対応型通所介護	介護保険課
④	小規模多機能型居宅介護	介護保険課
⑤	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	介護保険課
⑥	地域密着型通所介護	介護保険課
⑦	共生型サービス事業者の指定	介護保険課

(3) 介護人材の確保

事業名		担当所管
①	介護業界のイメージアップに向けた普及啓発	介護保険課
②	介護事業所における ICT 技術等の導入推進	介護保険課
③	介護に関する入門的研修実施事業	介護保険課
④	処遇改善加算取得の促進	介護保険課
⑤	介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成<再掲>	いきいき長寿推進課
⑥	地域の担い手（たまねっこ）の養成<再掲>	いきいき長寿推進課

(4) 介護サービスの適正化と質の向上

事業名		担当所管
①	介護給付の適正化推進	介護保険課
②	サービス事業者への指導監査の実施	監査指導課

(5) 介護サービスの補完

事業名		担当所管
①	介護サービス相談員の派遣	介護保険課
②	在宅サービス利用料の軽減	介護保険課
③	重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援	高齢福祉課
④	生活支援ショートステイの実施<再掲>	高齢福祉課

基本分野7 医療と介護の連携を強化します

【主な取組】

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供を推進します。
- ・在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組を実施します。
 - ①日常の療養支援…医療・介護関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活を送れることを目指します。
 - ②入退院支援…入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせることを目指します。
 - ③急変時の対応…在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思を尊重された適切な対応が行われることを目指します。
 - ④看取り…人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を推進し、医療・看護関係者が、対象者本人やその家族と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援することを目指します。
- ・住み慣れた地域で暮らせるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で、在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備を図ります。
- ・在宅医療連携拠点の運営を通じ、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）や居宅介護支援事業者と医療機関の連携を強化します。
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーションの専門職等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種等との連携が重要であることから、医師会等と協働し、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

	事業名	担当所管
①	在宅医療・介護連携推進事業の総合的な推進	いきいき長寿推進課
②	在宅医療連携拠点の運営	いきいき長寿推進課
③	医療・介護関係者への研修の実施	いきいき長寿推進課
④	地域住民への普及啓発	いきいき長寿推進課
⑤	定期巡回・随時対応型訪問介護看護<再掲>	介護保険課

5 認知症施策推進計画

【施策体系図】

基本方針

- ・ 認知症基本法及び認知症施策推進大綱を踏まえ、4つの基本施策を柱とし総合的に認知症施策を推進します。

基本的な考え方

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目のない支援に取り組むとともに、認知症の人が社会の一員として活躍できる「共生」のまちづくりを進めます。

1 認知症の人に関する理解の増進等

2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

3 医療・ケア・介護サービス・介護者（ケアラー）への支援

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援、社会参加支援

6 成年後見制度利用促進計画

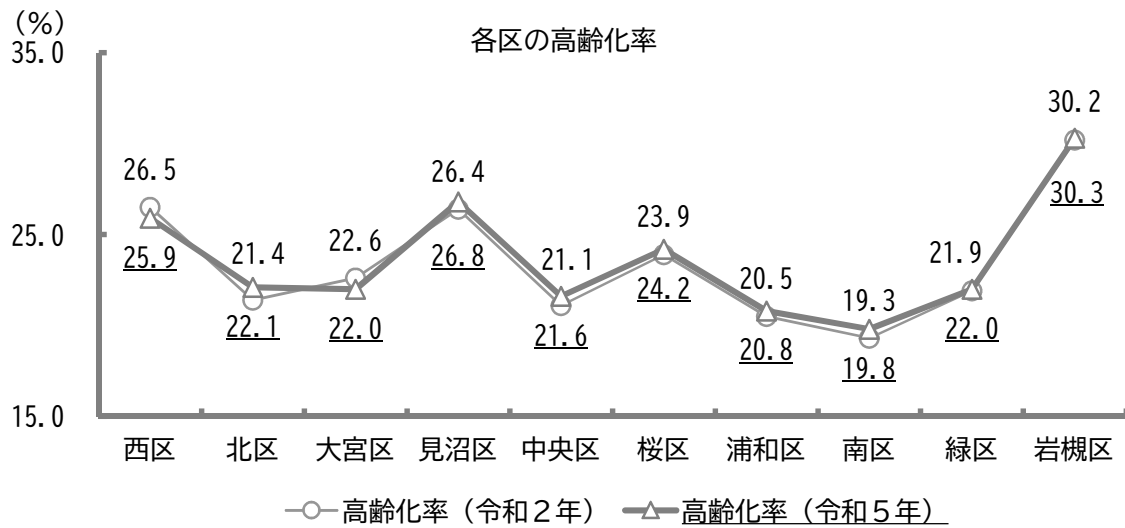
基本方針

- ・ 地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、権利擁護支援の取組を実施します。
- ・ 地域連携ネットワーク協議会を通じて関係団体等の意見を伺いながら、多様な分野・主体が連携するしくみをつくり、さらに発展した地域連携ネットワークを構築していくことを目指します。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として市社会福祉協議会を位置付け、市民や支援者からの相談対応、制度の周知・啓発、支援を必要とする本人を支えるチーム（後見人や福祉関係者等）の支援、任意後見制度の利用促進、市民後見人の養成等に取り組めます。
- ・ 家族関係や経済的な事情により制度利用が困難とならないよう、成年後見制度利用支援事業を引き続き実施します。

主な施策

- ①相談対応
- ②周知・啓発
- ③親族後見人等の支援
- ④任意後見制度の利用促進
- ⑤担い手の確保・育成等の推進（市民後見人の養成等）
- ⑥成年後見制度利用支援事業

7 各区の取組



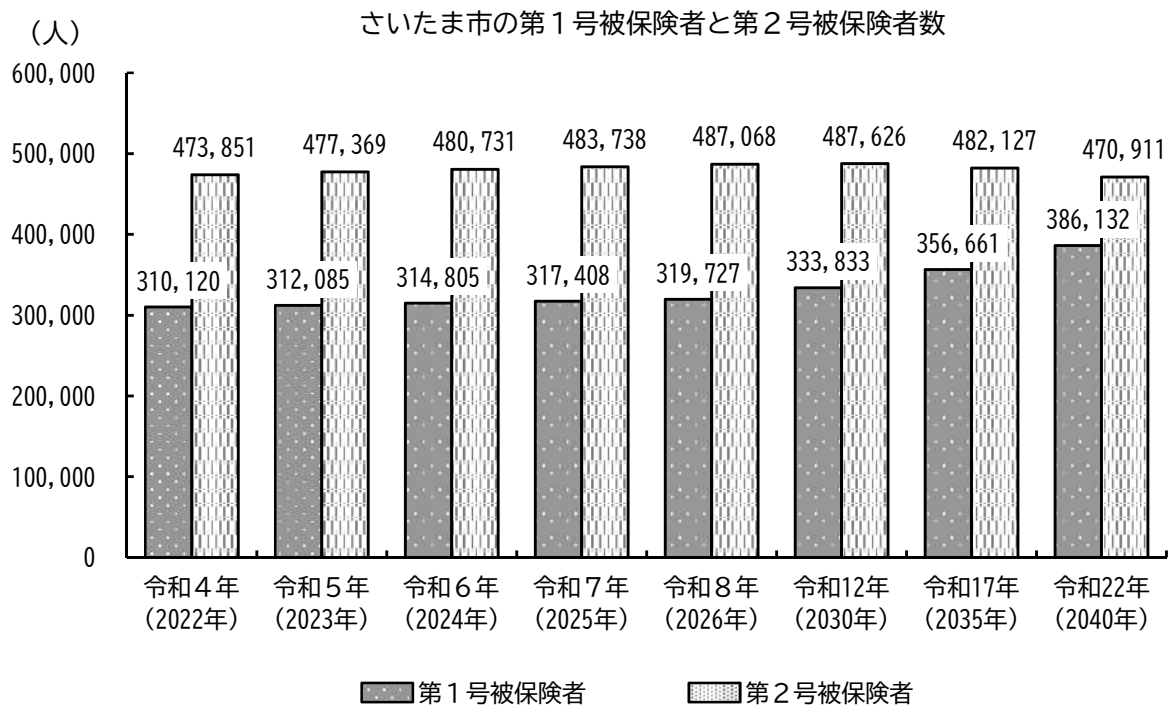
資料：さいたま市ホームページ（各年10月1日時点）

各区の主な取組



8 介護保険サービス事業量の見込み

(1) 被保険者数の推計



(2) 要介護認定者数の見込み

	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和12年度 (2030年)	令和17年度 (2035年)	令和22年度 (2040年)
第1号被保険者数	310,120	312,085	314,805	317,408	319,727	333,833	356,661	386,132
第1号被保険者である認定者数	56,556	58,080	59,999	61,597	63,140	69,773	74,558	76,019
第2号被保険者である認定者数	1,405	1,443	1,453	1,462	1,472	1,473	1,457	1,423
認定者数	57,961	59,523	61,452	63,059	64,612	71,246	76,015	77,442
要支援1	8,370	8,540	8,817	9,001	9,156	10,004	10,316	10,250
要支援2	7,227	7,259	7,486	7,653	7,801	8,551	8,930	8,888
要介護1	13,580	13,946	14,393	14,756	15,105	16,613	17,636	17,846
要介護2	9,573	9,796	10,109	10,384	10,654	11,764	12,636	12,914
要介護3	8,098	8,406	8,689	8,942	9,199	10,211	11,075	11,486
要介護4	6,755	7,152	7,396	7,632	7,876	8,773	9,633	10,058
要介護5	4,358	4,424	4,562	4,691	4,821	5,330	5,789	6,000
認定率	18.2%	18.6%	19.1%	19.4%	19.7%	20.9%	20.9%	19.7%

資料：令和4年度及び5年度の値は、介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

※認定者数の令和6年度から22年度までの将来推計値は、令和5年9月末時点までの認定者数を基にした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果によります。

※第1号被保険者数の令和6年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成25～令和5年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。

※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。

※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

(3) 施設サービス等の整備計画一覧

施設種類	令和5年度未累計(見込み)	令和6年度2024年	令和7年度2025年	令和8年度2026年	第9期計画計
1 介護保険施設					
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	6,917人	—	—	—	0人
介護老人保健施設	2,774人	—	—	—	0人
介護医療院※ ¹	495人	200人	—	—	200人
2 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10か所	1か所	1か所	—	2か所
地域密着型通所介護	79か所	—	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	13か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	17か所	2か所	2か所	—	4か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,438人	90人	90人	90人	270人
地域密着型特定施設入居者生活介護	57人	29人	29人	29人	87人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	164人	58人	58人	58人	174人
看護小規模多機能型居宅介護	4か所	1か所	1か所	1か所	3か所
3 高齢者施設					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	—	—	—	0人
特定施設入居者生活介護(混合型)※ ² (有料老人ホーム等)	8,819人	100人	100人	100人	300人
住宅型有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	2,674人	—	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅(住宅型に限る)	2,392人	—	—	—	—
養護老人ホーム	3施設	—	—	—	0施設
軽費老人ホーム(ケアハウス)	5施設	—	—	—	0施設
老人福祉センター	11施設	—	1施設減	—	1施設減
老人憩いの家	11施設	—	—	—	—
健康福祉センター	1施設	—	1施設	—	1施設
在宅介護支援センター	30か所	—	—	—	—

※¹ 介護老人保健施設からの転換に限ります。

※² 新設による整備は行いません。令和6年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅(住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅)からの転換に限ります。

さいたまいきいき長寿応援プラン 2026（概要版）

さいたま市 福祉局 長寿応援部

高 齢 福 祉 課 電 話 048-829-1259

い き い き 長 寿 推 進 課 電 話 048-829-1257

介 護 保 険 課 電 話 048-829-1264

（ 共 通 ） F A X 048-829-1981

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

この冊子は1,500部作成し、1部当たりの印刷経費は20円です。